

総務委員会会議録

平成22年3月15日(月)

(開会)10:00

(閉会)11:22

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。「議案第37号 平成22年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和推進課長

「議案第37号 平成22年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」の補足説明でございます。予算書の281ページをお願いいたします。第1条において、歳入、歳出予算の総額は7389万8千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして、ご説明いたします。284ページをお願いいたします。歳入、2款「県支出金」、1項「県補助金」、1目「住宅新築資金等補助金」の824万円につきましては、償還事務に係る県の補助金でございます。285ページをお願いいたします。歳入、5款「諸収入」、1項「貸付金元利収入」、1目「住宅新築資金等貸付金元利収入」の6160万5千円につきましては、国・県の住宅新築資金等貸付金の償還金を計上したものでございます。286ページをお願いいたします。歳出、1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」の2609万4千円につきましては、貸付金の回収に伴う関係経費を計上したものでございます。287ページをお願いいたします。歳出、2款「公債費」、1項「公債費」の4770万4千円につきましては、市債償還の元金と利子を計上したものでございます。以上、簡単でございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

まず、歳出の項についてお尋ねをいたします。283ページ、総務費が前年比で421万9千円減ということになっておりますけど、これは、原因は何ですか。

人権同和推進課長

積立金の額の減でございます。

川上委員

どの積立がいくら減るんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:07

再開 10:09

委員会を再開いたします。

人権同和推進課長

積立金の金額が424万円削減しておりますが、そのうち減債基金の積立金、財源調整を行っている分でございますが、これが381万8千円。ほか、減債基金運用収入の積立金が52万6千円の削減になっております。

川上委員

それでは、同じくその下の欄の公債費がやっぱり減になってるんですね。4120万7千円ということなんですけど、これは287ページを見ると内訳はわかるんですけど、原因はどうか、お尋ねします。

人権同和推進課長

これにつきましては、前年度まで、平成19年から21年度までは特例償還という形で、財源、市の財政的に厳しい部分につきまして、国のほうが5兆円ほど基金を支出いたしまして、

それで高額の、高い利息の部分につきまして繰上償還を認めておりました。あくまでも郵政の起債でございますので、郵政の起債は繰上償還したとしても、特に一定の利子は元金だけじゃなく未到来の部分も含めて償還する分、利子が返還を伴うような形になっておりますので、その利子相当分を国が補てんする形のものが、そういう制度、特例償還が19年から21年度までで終わっておりますので、22年度分はそれが該当いたしませんので、その分が大きく公債費償還分が減っております。

川上委員

それでは、歳入のほうなんですけれども、県支出金が305万7千円減額になってますね。これはどういう理由ですか。

人権同和推進課長

大きく下がったのが、特定助成の関係で貸付助成の補助金が前年度に比べて下がっております。

川上委員

今の、もう少し具体的に言うとどういうことですか。

人権同和推進課長

貸付額が減っておりますので、その分の貸付額に伴う特定助成分が、基礎となる数字が下がるために、補助金もそれに伴いまして下がるような状況になっております。0.013という補助率は変わりませんので、額が変わるために下がるということになります。

川上委員

284ページにわかりにくいことが書いてあるんですね。今の課長の答弁から言うと、あたかもまだ貸付をしておるかのよう聞こえるんですけども、それはしてないわけでしょ。だから、ここのところとの関係でわかるようにお願いします。

人権同和推進課長

貸付助成の部分につきましては、あくまでも貸付から市が起債として借り入れた金額に対して国のほうが県を通じて、補助金を利率で0.2%の補助を負担していただけてます。5%の利子だったらそのうちの3%を市が払い、2%が県のほうから補助金をいただいて、財政支援していただくという形のものでございます。制度上はそういうものです。

川上委員

財産収入も減額になってますね。これはどういう理由ですか。

人権同和推進課長

減債基金の運用利子下がっておりますので、その関係で減収になっております。

川上委員

それでは諸収入について、同じく減額になってますけど、それについてもお尋ねします。

人権同和推進課長

諸収入につきましては、大変申し訳ありませんけど、徴収率が年々、難しいところだけが残っておりますので、その関係で下がっております。申し訳ありません。

川上委員

繰入金が予算なし、計上なしということになってます。これはどういう考え方からですか。

人権同和推進課長

繰入金はあくまでも財政調整のために繰入を行っております。先ほど申しました繰上償還等が大幅に出てまいりますと、その部分につきましては当然繰り入れをして償還に充てるという形になりますが、先ほど申しましたように特定償還等が大幅に、制度がなくなっておりますので、そういう部分で繰入をしなくなったという形で今回の予算を組んでおります。

川上委員

この資金を借りる方は、利息はどうなってますか。

人権同和推進課長

あくまでも、今までのご説明しました部分は市の財政上の部分でご支援を県、国から頂いておりますが、あくまでも借入者に対しましては3.5%の利率と、そういう形、最初から決まった利子をそのままきちっと納めていただいております。

川上委員

この利子は当初からずっと同じ率で3.5%ということなんですね。これは借り換えとかいうことは認められてますか。

人権同和推進課長

原則、これの借り換えという形は、この制度内での借り換え、この会計内での借り換えは原則ありません。他の民間の金融機関から借り換えられることは、当然それはあると思います。

川上委員

通常の住宅ローンと同じということなんですね。それから、3.5%利率を下げ、そしてその代わり償還期間が長くなりますよというようなことは、この制度ではできないですか。

人権同和推進課長

あくまでも利率を安くすることで、その代わり期間を長くするという形の制度はありません。あくまでも決まりました25年なら25年の期間、それに利率3.5という形は変更はすることはできません。

川上委員

そういうことを求めることはありませんか、借受のほうから。

人権同和推進課長

原則ですね、もともと利率が5%、8%という時代も3%とか3.5%の低利率で貸し付けを行っておりますこの制度上のこともございますので、途中で利率が高い、安いということはありません。あくまでも借入れ当初は当然、民間の金融機関よりもはるかに安いという形で貸し付けを行っておりますので、そういう意見なり要望なり、そういうことは出ておりません。

川上委員

条例上ですね、返済の猶予を認める規定はないですか。

人権同和推進課長

支払い等の収入とかその方々の財政状況もありましようけど、そういう部分で支払猶予とかそういう形の制度はありません。あくまでもこの利率、期間等につきましては、当時借入れた時のまま最後まできちっとお納めいただくような形になります。

川上委員

本当ですか。条例の中に返済猶予規定がないですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:22

再 開 10:23

委員会を再開します。

人権同和推進課長

猶予という条例上での形じゃありませんけど、生活保護の受給者に対しては、住宅ローンの償還という形につながるということで、生活保護者という扱いになりましたら、その部分での猶予がございます。その部分は取れない、返済を猶予する部分は、その部分がございます。

川上委員

災害とかですね、収入に激変が生じる場合の猶予規定、あるいは減免規定というのはいないんですか。

人権同和推進課長

今、条例を見ているんですけど、猶予規定という形で激変緩和的な部分は確認できませんので、ないと認識しております。

川上委員

利率は低けれども、その面ではかなり厳しい制度かなと思うんだけど、この厳しい制度に多数の方が応募していくわけですね。それで、誰でもいいわけじゃないわけでしょう。誰でも応募して認められるわけじゃない。どういう資格が必要なんですか。

人権同和推進課長

この貸付金の条例を制定しておりますけど、その条例の目的というものがございまして、歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域、旧同対法のあるときの同和地区に該当する部分ですが、に係る住宅の新築もしくは改修、または住宅の敷地の用に供する土地、もしくはその土地に係る借地権の取得をしようとするものに対して予算の範囲内で必要な資金の貸し付けを行うというのがこの目的でございまして、当該地域の環境の整備改善を図って公共の福祉に寄与するということでございます。

川上委員

土地が市に申請するわけではないでしょう。生きてる人間が申請するわけでしょう。その人に資格があるかどうかは、どうやって決めるんですか。誰がどうやって認定するんですか。

人権同和推進課長

その制度は、貸し付け事業はもう既に平成8年で終息いたしておりますが、それまでの期間につきましては当然、運動体等と十分協議した中で、その同和地区に該当する人であるかどうかという資格確認は、行政のほうが行っておりました。

川上委員

1市4町、旧自治体ごとに実情が違うのではないかと思います。飯塚市の場合は、資格審査会を作っておりましたでしょう。これは基本的に関係同和団体と市の幹部で構成するんだけど、合併後、1回も開かれないうままこの資格審査会というのは解散したんですね、廃止になったんですね。それで、申請者が該当するかどうかというのは、そういう状況も含めて、審査会があるところも含めて、ないところもあるんでしょうけど、同和団体が認めたわけですね、認定したわけですね。それはだいたい1市4町、どこもそうですか。

人権同和推進課長

資格要件といいますか、償還能力があるかないかという形の審議機関を、庄内はそういう制度を設けた上で、同じ地域であっても償還能力があるかないかということと十分協議した上で貸付を行っておりましたけど、あとの1市3町につきましては組織との協議の中で、この人がこの地区の出身であるかどうかという部分は確認しておりました。確かに委員が言われたように飯塚市につきましては、そういう審議機関的なものを作っておりましたが、今、委員がご指摘のようにきちとした審議を経た上でという形が、なかなか説明として明確に示せるものは私も引き継ぎの中で持っておりませんので、今申しました形で1市4町、同じように組織の協力を仰ぎながら確認していたということが実情だろうというふうには認識しております。

川上委員

今の答弁からいうと、庄内の場合は支払い能力まであるかないかというのを検討したと。庄内は、ほとんど滞納はないわけですね。ところが、ほかのところは支払い能力があるかどうかについては検討しなかったんですか。どうしてですか。

人権同和推進課長

あくまでも所得、当然償還できるだけの所得があるとか、ほかに借入金が複合して負債を負っていると、そういう部分は当然、お金を貸し付ける以上、必要な部分はその担当課できちんと調べた上で貸し付けを行っておりましたが、制度上、そういう制度を設けたのは庄内だけであつたというふうには引き継ぎを受けております。あとの部分にはそこまできちとした組織を

つくって確認をしたという形はとっておりません。あとは担当職員の、担当課のほうで所得、それに借入金がほかにはないかと、そういう部分の確認は担当のほうで行ってありました。

川上委員

そうすると、支払能力がなくても、返済能力がないと思われる場合でもお金を貸してるわけですね。

人権同和推進課長

大変申し訳ないんですけど、公金でありますので、最初から返ってくる見込みがない、また、焦げつきそうだとということが明らかになるような事例の中で貸し付けたものはないと思います。当然、本人も連帯保証人まで提出しなければならぬ部分でありますので、そういう方々にもご迷惑かけますので、あくまでも償還見通しは当然、貸し付ける段階ではあったと。その後はそのときの経済状況とかいろんなことの激変の中で、結果的には払えなくなったということというふうに私は認識しております。

川上委員

それで、ちょっと質問変わりますけど、総貸付額に対して、貸付件数でもいいですけど、支払いが済んだ、あるいはきちんと支払が来ておるといったところは何%ぐらいですか。

人権同和推進課長

貸付の総件数でございますが、総件数は2,122件でございます。貸付総額が57億204万7千円でございます。調定額は当然利子が入りますので、調定額の総額となりますと、67億5465万2236円でございます。これはあくまでも平成21年度末の見込みでございます。収納額につきましては94.36%収納いたしております。滞納件数が214件、滞納総額が3億8118万8085円となっております。

川上委員

だから、全体としては、お金を貸した分は回収というか返還してもらってるわけですよ。それで、この214件、3億8千万円余というところが問題なんだけれども、ここにあなた方が支払能力を問わないで貸したという、この思想というか、弱点というか、その塊がこれになっておるといのではないかと心配するわけですよ。だから、あなた方の発想からね、この方たちはいろんな事情の方たちがいるんだけど、基本的には今も差別を受けている方たちであって、どういう事情であろうとね、返済意思のない人も含めて、守らなければならない、人権の名によって、というような発想のほうに先に立ってるんじゃないかということをお心配するんだけど、そういうことはないですか。

人権同和推進課長

今、委員が言われましたが、経済そのものが今のように厳しい状況に陥っております。貸し付けた段階では当然本人も、貸し付けた市町におきましても、償還は可能であると、当然償還していただけるという調査の上で貸付を行っております。ただし、理解していただきたいんですが、あくまでもこの同和地区というものがどうしても低所得であったり不安定就労である方々がたくさんあるということと併せて、先ほど目的の中でご説明いたしましたように、地域改善、あくまでもこの地域が劣悪な状況が長年続いておるといことこの改善という大きな目的もございますので、その中で貸付をしたという結果として、やはり今の経済的な激動の中で当然収入が落ち込んだ、またはクビになった、または年金生活に入ったという中で、また企業を起こされた方につきましては破産等もございまして、そういう厳しい中で支払そのものが厳しい状況になっておられると思います。ただし、あくまでも貸付金は貸付金、公金でございますので、きちっと保証人も含めて、相続人も含めてきちっと償還していただくように、極力不納欠損的なことは最小限にとどめる考えで、できるだけ回収に努めていきたいというふうに思っております。

川上委員

なぜ平成8年にこの事業を、貸付事業を終了したか、あるいは終結したかを考えないといかんわけですよ。基本的に地域改善については、もう終了したわけですよ。この事業はその段階で同和対策特別事業としての性質を失ったわけですね。ですから、あとは返還を求める仕事なんです。これをなぜ人権同和推進課がするのかということになるわけですよ。だから、お金を返してもらう仕事は同和対策の仕事じゃないんですよ。これは一般事業なんです、本質的に言えば。だから、先ほど認識を示されましたけど、あなたが言う同和地区というのが今もあるのか、どこを指して言っているのか、別の機会に問いますけど、そこの就労の困難、雇用の困難、生活の困難と、日本全国、あるいは飯塚市全体の困難さと、どこがどう違うのか考えたらいいと思うんです。子どもの進学率とかいろいろなことと言われるかもしれない。しかしそれも、困難も一般化してるわけですよ。そこの地域だとか、そこの生まれとか、そういうことにとらわれない状況が今、日本全国で起こってるわけですね。ですから私は、平成8年、9年度以降は、この徴収業務というのは人権同和推進課でやるべきではない、少なくとも同和対策の名でやるべきではないと思うんですよ。なぜ10年間も、飯塚市においては人権同和の中でこの事業をやるのか、それをお尋ねします。

人権同和推進課長

今言われました、人権同和推進課でこの徴収事務をなぜやるのかということのご質問でございますが、あくまでも組織、機構につきましては市全体で検討していく中で、当然、貸し付けたのは、今、委員も言われました中にもありましたように、同和事業という大きな枠組みの中で劣悪な住環境を改善しようという目的のためにしました。一定の成果が出たということは、国も表明いたしましたように、一定の成果が出たということで、平成9年度からは貸付を行わないという形になりましたけど、その処理、貸し付けたお金を回収するという部分で、同和問題だからこれをどうするかということは今の担当課で配慮する部分よりも、低所得であったり、収入が厳しい中でも生活の基盤である家を取り上げるような、そういうことは極力、前向きに償還の意思があれば、市としても手を差し伸べていきたいという思いでしております。同和事業がなくなったから、なくなっていないからということではなく、あくまでもこれまでの市がとってまいりました同和事業の一つの流れの中で、現在はこの組織の中で、人権同和推進課が役割を持っているという形で認識いたしております。

川上委員

私は考え方が違うんです。先ほど言ったとおりです、理由は。だから、そういうことを言うんだけど、なぜあなた方がそういうことを言ってね、いつまでもこの事業を人権同和推進課でやろうとするかということを考えてみたわけですよ。それで、昨年の予算特別委員会では、部落解放同盟がこの事業を、徴収業務をやる上で、障害になっているんじゃないかということ聞いたんですね。なっていないと言われた。それで、いくつか聞きますけど、214件ということなんだけど、この中に部落解放同盟の構成メンバーはどのくらいいますか。

人権同和推進課長

役員も、当然2年に1度交代されるという形もありますし、今の貸付金の中の滞納214件の中に何名の方が役員として責任ある立場におられるかどうかということは、大変申し訳ありませんが把握いたしておりません。

川上委員

じゃあ、相続権を有する人についてはどうですか。

人権同和推進課長

相続権というものにつきましては、既に借受者が死亡されている方、それに失踪されている方、行方不明の方ですね、そういう方々の部分では特に相続人と話したりしておりますけど、その問題と運動団体に絡んだ役員等は、現在把握したものはございません。

川上委員

じゃあ、連帯保証人はどうですか。

人権同和推進課長

同じような答弁を繰り返して大変申し訳ない、心苦しい部分がございますが、連帯保証人につきましてもその中で役員の方は何名おられて、それだけ組織としての中心的な方がおられるかおられないかというところを含めて考えておりません。あくまでも、それぞれの借受者に対する償還をどう進めていくかということの中で事務処理をしておりますので、大変申し訳ありません。

川上委員

なぜ私がここで部落解放同盟の幹部のことを問題にするかということ、部落解放同盟という組織が最初からこの貸付に責任を負ってるからですよ、一つは。それから二つ目は、あなた方の言葉によるわけです。なぜ補助金を出すのかと。行政の補完行為をしていただいておりますと。ほかに何もしていない。これぐらいはできないのか、と。自分に責任のある仕事なんです、もともと。把握はない、調べる気がないんですね。

企画調整部長

確認する意思がないのかというようなことでございますが、あくまでも飯塚市がこの制度に基づきまして貸し付けたものでございます。貸付者に対して市としましては回収するということが責務でございますので、まずは債務者に対してしっかりと回収を行っていく。債務者が死亡等になってる場合は相続人、それから保証人に対して債権回収に努めていくということでございますので、保証人とか、それから相続人等について、役員がいるのかということに對しましては、私のほうは認識はいたしておりません。

川上委員

縄田部長は、自分で答弁してておかしいと思うでしょ。私の質問は、確認する意思があるかないかを聞かれましたねと質問を確認したんですよ。ずっといろいろ言って最後ね、確認しておりませんというのが最後の締めくくりなんですよ。意思があるのかないかを聞いているわけですよ。あなたに聞いてない。課長に聞いたんですよ。意思はないのか、お尋ねします。

人権同和推進課長

先ほどのご説明の中でもお話ししたと思います。あくまでも個人との貸借関係でございますので、個人の方々の財源的な部分、そういう部分につきましては当然、協議をした中で緩やかな償還ということも往々にしてあっておりますが、その問題と、組織そのものが、誤解を与えるようなご質問だったと思いますが、償還に協力的ではないとか、足を引っ張っているのではないかというような誤解を与えるように私は受けとめましたけど、そういうことは一切組織が関わってしておりませんし、あくまでも個人との貸借関係でございますので、市が責任を持ってその借り受け者に対して、また相続人に対して、また保証人に対してきちっと償還を求めていくということが私はルールだろうと思っております。

川上委員

それではですね、一般職、特別職含めて、今言った借受、それから相続権を持つ人、それから連帯保証人、こういった中に今言った方々が入っているかどうかお尋ねします。

人権同和推進課長

今言われました行政職に名を連ねる方々がそういう、委員の指摘はあくまでも214件の滞納の部分だろうと思っておりますけど、その範疇にあるという認識はありませんし、これ以上わかりません。

川上委員

課長、もう一回答弁してください。

人権同和推進課長

特別職、それに一般職まで含めて今、議論となっておりますのは214件の滞納の部分だろ

うと思いますけど、その部分につきまして、それに対して関わってる人とか、対象となってる方がいるかないかということは、現在把握いたしておりません。

川上委員

なぜ把握していないんですか。

人権同和推進課長

借り受け者が誰であるか、その中で保証人が誰であるかということは、当然のことながら見ればわかるものでございますが、その中で行政職員が何人いるかとか、特別職がその中におられるかおられないかと、また滞納の中にそれがあつかないかということ、数字を上げ、また表として確認するような形はしておりません。

川上委員

今はちょっと微妙な答弁がありましたね。行政職は何人いるか、特別職がいるかないか、把握してないと言われたんですね。行政職が何人いるかとか聞いてないんですよ。いるかどうかだけ聞いたんです。何人かいるという答弁ですか。

人権同和推進課長

大変、同じ答弁ばかり繰り返して心苦しいんですけど、現段階では一切把握いたしておりません。

川上委員

そこで縄田部長なんですよ。よく聞いてくださいね、部落解放同盟、まあ同和会も同じだけど、貸し付けのときから責任があるわけね。庄内の場合は、資格があるということと同時に支払能力もあるかどうか判断するのに関与してると。ほかのところは、課長の答弁によると支払能力も確認しないで、この人は資格があるよというだけで貸すように進めたわけでしょ。そして今日、あなた方の言うところの行政の補完行為のために年間何千万円もお金を渡してるんですよ。どんな仕事をしてるかについては、あなた方、報告しないでしょ。議会にも、どういう補完行為をしてるのか報告しない。では、こういった仕事でもしてるのかと言うと、よくわかりません。だから補助金をもらってる団体が、個人情報とか何とか言うんだけど、自分たちが借り受けをしたままになってないかとか、滞納になってないかとか、相続権を持ってないかとか、連帯保証人になってないかどうか、考えないといかんですよ。あなた方は聞かないといけない。同時にもっと重要なのは、公務員ですよ。公務員が今言ったような状況にあるかないかは、調べるのが普通でしょう。よその自治体でも答弁してるじゃないですか。1人いましたとか。即刻支払ってますよ。支払能力があるでしょう、公務員は。ないですか。議員、行政職員、支払い能力ないですか。あるでしょう。そしたら、この中に公務員がいるかどうかというのは調べないといけないでしょう。国家公務員、県職も含めてね。ほかに大企業に行ってる人もいるかもしれないでしょう。そういう調べをするでしょう。公務労働者であれば、特に調べないといかんでしょう。なぜ調べないんですか、縄田部長。

企画調整部長

この貸付につきましては、旧庄内では審査会を設けまして、その審査会の中で返済能力があるかという審査を受けた上で、貸付を行っております。しかしながら旧飯塚、それから3町におきましては、行政のほうでしっかりと貸付者に対しまして返済能力はあるか等の調査をした上で、返済能力があるということで決定して貸付を行ったわけでございます。それから運動団体のほうに借り入れ申請者の資格要件等の確認を行ったと、求めたというような経緯はございます。しかしながら、今、質問者言われますように、この滞納者の中に特別職及び一般職員等がおるかというようなご質問でございますが、これにつきましては、私のほうは確認をいたしていないというのが今の状況でございます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:51

再開 10:52

委員会を再開いたします。

人権同和推進課長

るるご質問、答弁等を繰り返しておりますが、あくまでも行政職にあるものが、支払い能力がありながら滞納したり、そういうことをしておるのではないかという一つの疑問が委員のほうから投げかけられました。その部分につきましては、今のところ滞納という部分では、そういう中にはないというふうに認識しております。ほかの214件で滞納されてる方は、いろんな職種の方がおられまして、無職の方も一定の収入のある方もおられます。そういう方々については、それなりの対応を今後厳しくしていきたいというふうには思っておりますが、行政職にある方々の中には滞納はないというふうに認識しております。

川上委員

市の職員、それから議員には滞納者はいないと、長期滞納者はいないということなんですね。もう一回、はっきり答弁してください。

人権同和推進課長

私がここ2年間、人権同和推進課長を拝命しておりますが、その中で知り得る限り、行政職、また議員に名を連ねておられてます皆さんの中で、滞納という形で相談に行かなければならないような人は現段階ではないというふうに認識いたしております。

川上委員

縄田部長、課長が答弁してしまいましたけど、いいんですか、答弁して。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:54

再開 11:02

委員会を再開いたします。

企画調整部長

滞納してます貸付者の中、または保証人の中に、特別職及び一般職員がいないのかというふうなご質問でございますが、貸付者及び保証人の中にはいないということで、私のほうも報告を受けております。

川上委員

言えるということなんですね。先ほど部長は「言えない」と言われた。答弁を変えた理由は何ですか。

企画調整部長

言えるということじゃなくて、「いない」ということでの答弁をさせていただきます。

川上委員

要するに、こういう答弁が続くから人権同和推進課にこの事業を任せてはいけないということなんですよ。先ほどね、課長がより厳しく徴収業務を行うというようなことを言われたけれども、厳しいとか優しいとかいう問題じゃなくて、ルール通り実情に沿ってね、配慮するところもあるかもしれないけど、ルールどおりやっていくと。厳しいとか優しいとかいうのはおかしいわけ。違いますかね。だから、そんなことが出てくるのはあなた方の考え方の中に、今も何か特定の地域が特別な差別を受けておって、そのために収入が特別低いとか雇用がないとか、ありもしないようなことを思い描いてるからなんです。日本全国どこだって困難なんです。だから、この徴収業務については、私は一般業務化する必要があると思う。そして人権同和推進課、ほかに仕事がないんだから、人権係ぐらいで人権のために一所懸命頑張った方がいいと思いますよ、人権全般について。特別に部落解放同盟の第二事務局みたいな仕事をする必要はない

というふうに思います。質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

滞納額が巨額であるにもかかわらず回収が一向に進まない、見るべき成果が上がらないという状況のもとで、執行部の中にきちんとした真摯な反省がないと思いますので、この議案には反対であります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第37号 平成22年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第50号 飯塚市暴力団排除条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長

「議案第50号 飯塚市暴力団排除条例」について補足説明いたします。議案書の42ページをお願いいたします。本議案は、昨年11月に福岡県暴力団排除条例が制定され4月1日から施行されることに伴い、県下市町村と歩調を合わせ、筑豊地区の中核都市として暴力団との決別の意思を明確にあらわすとともに、暴力団への利益供与等の禁止、青少年・市民等への対策等を規定することによって、市並びに市民等が一体となって暴力団の排除を推進するため、新たな条例を制定しようとするものです。本条例の主な内容につきましては以下の3点がございます。第1点目としましては、第3条において暴力団排除のための基本理念を定めたことです。これは、暴力団の存在を明確に悪と認識し、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団を恐れないという暴力団排除の「3ない運動」を遵守することを明記した基本理念を掲げています。第2点目としましては、第4条以下において暴力団排除に関し市並びに市民等の役割を明確化したことです。中でも第6条において、市の事務事業から暴力団を排除するために入札に参加させない等の必要な措置を講ずることを明記し、また第8条において青少年に対し暴力団に加入せず、また、暴力団員による犯罪被害を受けないようにするための教育を行うことを規定しています。第3点目としましては、第10条において市民が暴力団を利用することの禁止を規定したことです。これは、県条例においては事業者について禁止規定が設けられているところですが、本条項では広く市民にも暴力団への利益供与を禁止することを規定しています。以上3点にわたり、本条例を制定することによって暴力団排除に関し本市の姿勢を明確にするとともに、市内からの暴力団勢力を一掃し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するためにご提案させていただくものです。以上、簡単ではございますが議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

福岡県暴力団排除条例と本条例案の構成上の関わりはどのようなふうに考えてありますか。

総務課長

県の条例におきましては、特に事業者の方からの利益供与については罰則規定まで設けられ

で禁止されているところでございます。ただ、市の今回の条例につきましては、広く市民に、罰則規定までは設けておりませんが、利益供与を禁止するというのが一つ主眼になっております。そのほか、先ほど申し上げましたように、県条例におきましても青少年の教育が設けられておりますけれども、この点についても改めて、県条例を補完すると申しますか、そういうふうな形で規定をしているところでございます。

川上委員

基本的な県条例の中で市町村で定めておくべきだろうと思うものが入っておると思うんですが、実は県条例で少し腑に落ちないところがあるんですね。「暴力団事務所は次に掲げる施設の敷地の周囲200mの区域内においてはこれを開設し、または運営してはならない」というふうになってるんですね。で、関係法が示されてるんだけど、暴力団事務所は200mの区域外であれば置いてよいということになるのかと心配するところなんです。これはどのように理解されておるのか、本市条例においてこのところを、先ほど補完と言われましたけど、補完すべきことがないのかというふうにも思ったんですが、その辺についてはどういうお考えですか。

総務課長

県条例におきましては確かに13条におきまして学校教育法、児童福祉法、図書館法等に規定される施設から200m以上離れるようにというふうに規定されております。もちろん、だからと言いまして200m離れていれば開設していいというふうに考えてはおりません。

川上委員

だから、暴力団事務所の開設、設置について、飯塚市ではできるということになるわけですよね、暴力団にとってみれば、200m区域外のほうが多いんですから。どこにでも飯塚市では組を置いていい、事務所を置いていいということになるんですね。そうなりませんかね。

総務課長

現在、飯塚市内の組事務所というのが、警察署の認定を受けたものが2カ所現実に存在しております。また、認定外ということで事務所ということではないとは考えられますけれども、暴力団員が出入りしているのが3カ所ということで、それらしきものが5カ所、市内にございます。これらは、開設していいというふうなことでは、もちろんないわけございまして、今後こういった組事務所も含めて暴力団を市内から一掃し排除するというような趣旨で、今回条例を制定しようとするものでございます。

川上委員

この条例は、基本的には、暴力団以外の対象に対する条例になってるんですね。市民はこうするべきだ、事業所はこうするべきだ、市はこうあるべきだと。それで、暴力団に対しては禁止がないんですね。そういう条例じゃないですか。

総務課長

この条例の目的は、冒頭に申し上げましたように、暴力団を排除しようというための条例でございまして、暴力団を排除するためにそれぞれ市、市民が役割を持って排除をやっているという趣旨の条例でございまして。

川上委員

ですから、暴力団を鎮圧するとか、そういうことは書いてないんですね。だから、排除する側の責任の中に、事務所が、200mを越えておれば区域外であればどうぞということが県の条例にうたってあると曲解して、相手方は出てくるんじゃないかと思うんです。しかし、飯塚市に置けないという決意のこもったものがあるんじゃないかと思うんですけど、この事務所問題はの中でどこか触れてるんですか。

総務課長

事務所については、の中で特に具体的に触れてはおりません。

川上委員

共産党としては条例そのものには賛成する用意がありますけど、暴力団の拠点を置かせない、と。先ほど聞いたら、2カ所既にある、3カ所出入りしてるところがあるということなので、そのままにしておいていいのかということもありますけれども、やっぱり決意を、この条例提案側、あるいは議会の側も、事務所を置かせないという決意を持っておかないといけないのではないかなというふうに思っております。質問を終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第50号 飯塚市暴力団排除条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、2件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「指定管理者制度導入に係る指針(改訂版)の改正について」、報告を求めます。

総合政策課長

「指定管理者制度導入に係る指針(改訂版)の改正について」、ご報告を申し上げます。当指針につきましては、前回、平成20年9月に改訂版を策定していたものでございますが、その後の事務処理を行う上で新たな見直しが生じ、また、議会での貴重なご意見等も頂きましたため、このたび改正をするものでございます。主な改正点につきましては三点でございます、文言の改正、項目順序の入れ替え、二点目といたしまして選定評価書の失格項目の追加、三点目、選定評価書の評価点の変更を行っておりますが、文言の改正以外の重要改正部分についてご報告を申し上げます。説明に際しましては、資料の後ろに2枚付けております新旧対照表をご参照いただきたいと思います。新旧対照表の2ページをお願いいたします。中段のイの失格事項の部分でございますが、ここを改正しております。この部分、文言をいろいろ変えておりますが、この部分につきましては文言ではわかりづらいなと思いますので、恐れ入りますが資料の12ページをお開きいただきますようお願いいたします。この失格事項につきましては、これまではこの1番「指定管理者としての適性」、この中にあります2「施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針」の、これのほか、当該選定評価書中、四つの項目のうち一つでも一定のレベルに達していない場合は落選とするというふうにしておりました。また、その一定のレベルとは5点、1・3・5・7・10のうち5点だということを決めてはありました。しかし、この1番、「指定管理者としての適性」の中に設けております各項目、七つございますが、これにつきましてはどれ一つ抜けても管理運営能力が欠けていると判断できるのではないかと、こういう指摘を受けまして、今回そのように全項目を失格項目に追加いたしますとともに、この「一定のレベル」につきましても5点であるということをも明文化したものでございます。もとの新旧対照表をお願いいたします。また、公募であれ非公公募であれ、選定評価書の総得点につきましては50%に満たない場合も失格だと決めておりましたが、これにつきましても、この中ではっきりと明文化をしたものでございます。次に、新旧対照表の3ページをお願いいたします。中段の部分でございますが、各項目につきましても詳細な評価を可能としますため、これまで1・3・5・7・10としておりました5段階評価方式を、1点から10

点までの10段階評価に改正をしております。その下の、「委員会の事務局」でございますが、これまでも総合政策課と施設所管課の事務の振り分けは行っておりましたが、今回、明文化を行うようにしております。なお、この指針の施行につきましては本年4月よりしております。以上、簡単でございますが説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

委員長からお願いですけど、これはうちの委員会だけに報告してるんでしょう。特に指定管理の案件を持つてる委員会のほうにも、できれば、今日はちょっと無理だろうと思いますけど、今後、閉会中でも結構ですし、また議会中に委員会が開かれるようでしたら、ぜひ報告をして、こういうふうに変更したということをご皆さんに周知方をよろしくお願いしておきます。

次に、「政治倫理条例第7条の規定に基づく政治倫理審査会委員の委嘱について」、報告を求めます。

人事課長

平成20年2月1日に委嘱をしておりました政治倫理審査会委員でございますけれども、2年間の任期満了に伴いまして新たな委員9名の方々に対しまして平成22年2月1日付をもって委嘱をいたしましたので、ご報告いたします。9名の方の内訳といたしましては、市議会議員3名、税理士、司法書士など有識者3名、及び市民公募の委員3名となっております。なお、市民公募の委員につきましては、応募者8名を公開抽選により選出をいたしております。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。